

令和7年10月3日
堺市

万崎建替公営住宅第二期建設工事の入札説明書の修正について（通知）

万崎建替公営住宅第二期建設工事の入札説明書について、以下のとおり、一部修正しますので、お知らせします。

現在、堺市ホームページには修正後の入札説明書を掲載しておりますので、再度、ダウンロードしていただきますようお願いいたします。

なお、開札予定日時、入札書の提出期間の変更はありません。

ご迷惑をお掛けし、お詫び申し上げます。

1. 修正箇所

- ・入札説明書 18 開札等

2. 修正内容について

別紙「新旧対照表」をご確認ください。

問 い 合 わ せ 先	担当課：財政局契約部契約課 電 話：072-228-7472
----------------------------	-----------------------------------

修正前	修正後
1 ～ 1 7 (略) 1 8 (1) ～ (4) (略) (5) 落札候補者の決定方法 ア (略) イ 調査基準価格を下回る価格をもって入札を行った者がある場合 無効要件に該当しない者のうち、次の計算式により算出した評価値の高い順に低入要領に規定する調査（以下「低入調査」という。）を行うものとし、低入要領第 6 項第 6 号に掲げる基準を満たす者を落札候補者とする。この場合において、低入調査の対象者となるべき同評価値の入札をした者が 2 者以上あるときは、くじにより<u>低入調査の対象者</u>を決定するものとする。 評価値 ＝ 技術評価点／ { 調査基準価格＋ (調査基準価格－入札価格) } × 1 0 0 , 0 0 0 , 0 0 0 (6) ～ (9) (略) 1 9 ～ 3 0 (略)	1 ～ 1 7 (略) 1 8 (1) ～ (4) (略) (5) 落札候補者の決定方法 ア (略) イ 調査基準価格を下回る価格をもって入札を行った者がある場合 無効要件に該当しない者のうち、<u>調査基準価格以上の価格で入札を行った者についてはアの計算式により評価値を算出するものとし、調査基準価格を下回る価格で入札を行った者については次の計算式により算出した評価値の高い順に低入要領に規定する調査（以下「低入調査」という。）を行うものとし、低入要領第 6 項第 6 号に掲げる基準を満たす者を落札候補者とする。この場合において同評価値の入札をした者が 2 者以上あるときは、くじにより<u>落札候補者</u>を決定するものとする。</u> 評価値 ＝ 技術評価点／ { 調査基準価格＋ (調査基準価格－入札価格) } × 1 0 0 , 0 0 0 , 0 0 0 (6) ～ (9) (略) 1 9 ～ 3 0 (略)